

静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第62号

静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例（昭和46年静岡県条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>（入学検定料）</p> <p>第5条 学校の入学試験を受けようとする者は、入学願書を提出する際、<u>4,700円を入学検定料として納付しなければならない。</u></p>	<p>（入学検定料）</p> <p>第5条 学校の入学試験を受けようとする者は、入学願書を提出する際、<u>次の区分による</u>入学検定料を納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>入学検定料</th></tr></thead><tbody><tr><td>看護1学科</td><td>5,700円</td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>5,700円</td></tr><tr><td>助産学科</td><td>4,600円</td></tr></tbody></table>	学科	入学検定料	看護1学科	5,700円	看護2学科	5,700円	助産学科	4,600円
学科	入学検定料								
看護1学科	5,700円								
看護2学科	5,700円								
助産学科	4,600円								
<p>（証明書発行手数料）</p> <p>第6条 成績証明書又は卒業証明書を請求しようとする者は、1件につき<u>350円を証明書発行手数料として納付しなければならない</u>。ただし、学校の学生が請求する場合は、この限りでない。</p>	<p>（証明書発行手数料）</p> <p>第6条 成績証明書又は卒業証明書を請求しようとする者は、1件につき<u>370円を証明書発行手数料として納付しなければならない</u>。ただし、学校の学生が請求する場合は、この限りでない。</p>								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。